

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和3年12月16日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官  
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官  
(説明員) 近藤給与第一課長

### 議題

人事評価の評語区分見直しに伴う関連人事院規則等の改正

### 議事の概要

- 議題「人事評価の評語区分見直しに伴う関連人事院規則等の改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
  - ・ 内閣人事局が発出した通知の評語等の解説にある「望ましい行動」がどういうものか、各府省が定め、また、内閣人事局からも今後、評語の段階別に行動事例が示されるものと承知しているが、人事院としても着実に評価が実施されるよう見ていく必要がある。
  - ・ 幹部職員以外の職員について、人事評価の評語の段階の見直しが行われたが、指定職級の職員の評価の在り方についても今後注視していく必要があるのではないか。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事評価の評語区分見直しに伴う関連人事院規則等の改正について

令和 3 年 12 月 16 日  
官 房 部 局  
人 材 局  
給 与 局

## 1 概要

本年 9 月 10 日に公布された人事評価の基準、方法等に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 251 号）により、令和 4 年 10 月から、幹部職員以外の職員について、その能力や業績をきめ細かく的確に把握し、評価するため、人事評価の評語の段階が 5 段階から 6 段階とされるとともに、本年 12 月 15 日には、内閣人事局において「人事評価の基準、方法等について」（平成 21 年総務省人恩局長通知）が改正され、新たな評語の解説等が示されたところ。

本院としては、上記の改正内容を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理の推進の観点から、改正後の 6 段階の評語区分に基づく人事評価の結果を任用、給与等により適切に反映するため、以下の人事院規則等において規定している昇任及び昇格の基準、昇給の基準等について、所要の改正を行うこととしたい。

## 2 改正を伴う人事院規則等

### (1) 人材局関係

- ① 人事院規則 8—1 2（職員の任免）の一部改正
- ② 人事院規則 1 1—4（職員の身分保障）の一部改正
- ③ 平成 2 1 年人事院公示第 8 号の一部改正

### (2) 給与局関係

- ① 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正
- ② 人事院規則 9—4 0（期末手当及び勤勉手当）の一部改正
- ③ 人事院規則 1 1—1 0（職員の降給）の一部改正
- ④ 昭和 3 8 年人事院公示第 5 号の一部改正

### (3) 官房部局関係

人事院規則 1—2（用語の定義）の一部改正

※ 人事評価制度における評語区分の見直しに伴い、各規則で用いる評語の名称等について定義を追加する。

## 3 公布日及び施行日

公布日：令和 3 年 12 月 24 日

施行日：令和 4 年 10 月 1 日

以 上